

工事請負契約の一部変更について

J R奈良駅東口駅前広場及び市道中部第626号線整備工事請負契約の一部を次のよう
に変更するものとする。

平成26年6月9日提出

奈良市長 仲川元庸

平成25年3月22日議決された奈良市議案第13号J R奈良駅東口駅前広場及び市道
中部第626号線整備工事の契約金額中「461,265,000円」を「491,561,
490円」に改める。

(参考)

契約の相手方 奈良市三条本町4番32号 中室ビル

J R奈良駅東口駅前広場及び市道中部第626号線整備工事
浅沼組・中村建設特定建設工事共同企業体

代表者 株式会社浅沼組

奈良営業所所長 大西 宏次

中村建設株式会社

代表取締役 中村 光良

増 額 30,296,490円

住居表示を実施すべき市街地の区域及び
当該区域内の住居表示の方法について

住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第3条第1項の規定により、住居表示を実施すべき市街地の区域を別図のように定め、当該区域における住居表示の方法は、街区方式によるものとする。

平成26年6月9日提出

奈良市長 仲川元庸

住居表示を実施すべき市街地の区域及び
当該区域内の住居表示の方法について

住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第3条第1項の規定により、住居表示を実施すべき市街地の区域を別図のように定め、当該区域における住居表示の方法は、街区方式によるものとする。

平成26年6月9日提出

奈良市長 仲川元庸

別図



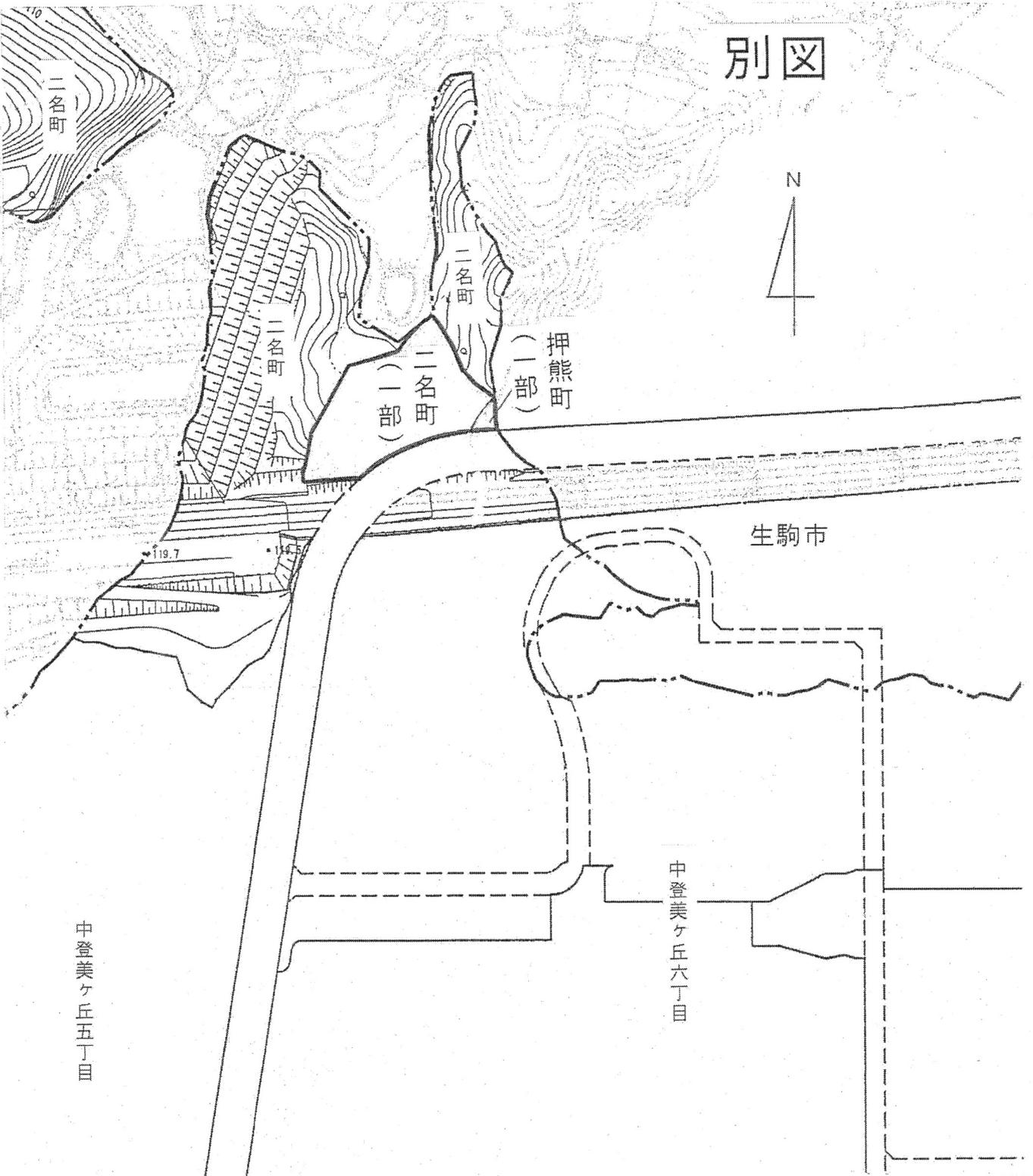
住居表示を実施すべき市街地の区域及び
当該区域内の住居表示の方法について

住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第3条第1項の規定により、住居表示を実施すべき市街地の区域を別図のように定め、当該区域における住居表示の方法は、街区方式によるものとする。

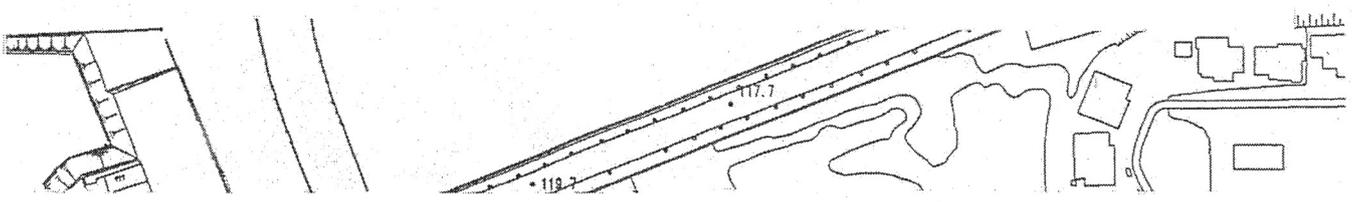
平成26年6月9日提出

奈良市長 仲川元庸

別図



凡 例	
	市 界
	住居表示実施区域



履 歴 書

氏 名 北 森 茂 子

生 年 月 日 [REDACTED]

現 住 所 [REDACTED]

学 歴

[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]

職 歴

[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]